

兵庫県公報

平成30年3月16日 金曜日 第2985号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成25年兵庫県告示第1022号(漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定)の一部改正(水産課)	1
○保安林の指定解除(豊かな森づくり課)	2
○基本測量が終了した旨の通知(契約管理課)	2
○公共測量を実施する旨の通知(同)	3
○公共測量が終了した旨の通知(同)	3
○同上(同)	3
○同上(同)	3
○同上(同)	4
○阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可(道路街路課)	4
○道路の区域の決定及び供用開始(道路保全課)	4
○道路の区域の変更、供用開始等(同)	5
○同上(同)	5
○道路の区域の変更及び供用開始(同)	5
○同上(同)	6
○同上(同)	6
○同上(同)	6
○道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止(同)	7
○道路の供用開始(同)	7
○河川区域の変更により生じた廃川敷地等(河川整備課)	8
○港湾法第56条の4第1項の規定に基づく港湾管理者の監督処分(港湾課)	8
○道路の位置指定(建築指導課)	9
公 告	
○大規模小売店舗の新設に関する届出(都市計画課)	9
○大規模小売店舗に対する市町の意見の概要(同)	10
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(建築指導課)	11
○同上(同)	11
○同上(同)	11
○同上(同)	11
公安委員会規則	
○兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	12

公布された法令のあらまし

●兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(公安委員会規則第1号)
人身安全関連事案対策の強化、少年の健全育成対策のより効率的かつ効果的な推進、生活安全部の所掌する許可等事務の集約化等のため、兵庫県警察の組織について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第221号

平成25年兵庫県告示第1022号(漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定)の一部を次のように改正する。

平成30年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

法第104条第2号に掲げる漁業の部塩田区域（津名漁業協同組合の地区のうち塩尾、下司及び里の区域）の項

中
「

3 総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業
4 総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用してさよりをとることを目的とする漁業
5 総トン数10トン未満の漁船による漁業であつて、1から4までに掲げる漁業以外の漁業
6 網漁具を定置して営む漁業

」

を
「

3 総トン数10トン未満かつ15馬力又は48キロワット以下の漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業
4 総トン数20トン未満かつ15馬力又は48キロワットを超える漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業
5 総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用してさよりをとることを目的とする漁業
6 総トン数10トン未満の漁船による漁業であつて、1から5までに掲げる漁業以外の漁業
7 網漁具を定置して営む漁業

」

に改める。



兵庫県告示第222号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成30年 3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除に係る保安林の所在場所
洲本市中川原町厚浜字長谷1108の1・字鳶ヶ巣545の2・字竹谷544の6（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第223号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
基本測量（オルソ作成）
- 2 作業期間
平成29年12月 7日から平成30年 2月26日まで
- 3 作業地域
西脇市、篠山市及び丹波市の各一部



兵庫県告示第224号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年 3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成30年 3月 5日から同月30日まで
- 3 作業地域
尼崎市水堂町一丁目地内



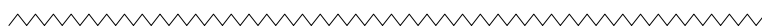
兵庫県告示第225号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間
平成29年11月28日から平成30年 2月15日まで
- 3 作業地域
稲美町六分一及び国安地内



兵庫県告示第226号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、西宮市長職務代理者から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量（再設））
- 2 作業期間
平成29年10月24日から平成30年 2月27日まで
- 3 作業地域
西宮市神垣町27番地先



兵庫県告示第227号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、加東市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（ほ場整備）
- 2 作業期間
平成29年10月30日から平成30年2月28日まで
- 3 作業地域
加東市野村地内



兵庫県告示第228号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宝塚市武田尾土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び出来形確認測量）
- 2 作業期間
平成29年6月1日から平成30年2月28日まで
- 3 作業地域
宝塚市切畑字検見及び玉瀬字イヅリハ地内



兵庫県告示第229号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

平成30年3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
西宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3. 4. 449号競馬場線
3. 5. 473号鳴尾駅前線
- 3 事業施行期間
平成25年6月7日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように決定し、平成30年3月16日から供用を開始する。

その関係図面は、平成30年3月16日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 吉永下徳久線	佐用郡佐用町下徳久字下宿前1184番2から 同 郡同 町下徳久字下宿1348番26まで	新	8.0から 28.0まで	596.0	終点 変更



兵庫県告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年3月19日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成30年3月16日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 上郡末広線	赤穂郡上郡町金出地字金太郎下1718番1か ら	旧	2.0から 19.0まで	2,632.0	
	同 郡同 町金出地字杉ノ尾1825番2まで	新	2.0から 78.0まで	2,575.0	一部 予定地



兵庫県告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年3月16日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成30年3月16日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 179号	佐用郡佐用町林崎字太田井639番1から 同 郡同 町下徳久字佐用坂1256番2まで	旧	7.0から 27.0まで 10.0から 31.0まで	1,709.0 1,204.0	
		新	10.0から 48.0まで	1,204.0	



兵庫県告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年3月16日から供用を開始する。

その関係図面は、平成30年3月16日から2週間、阪神南県民センター西宮土木事務所において一般の縦覧に

供する。

平成30年 3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 尼崎宝塚線	尼崎市武庫の里1丁目53番1から 同 市武庫の里1丁目215番1まで	旧	18.0から 18.0まで	11.0	
		新	18.0から 20.0まで	11.0	



兵庫県告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年 3月16日から供用を開始する。

その関係図面は、平成30年 3月16日から 2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年 3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 3 7 2 号	加西市繁昌町字中村甲1377番2から 同 市繁昌町字大坪甲1323番1まで	旧	8.0から 21.0まで	281.0	
		新	8.0から 42.0まで	283.0	



兵庫県告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年 3月16日から供用を開始する。

その関係図面は、平成30年 3月16日から 2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年 3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 播磨徳久停車場線	佐用郡佐用町下徳久字岡ノ下1031番17から 同 郡同 町下徳久字岡ノ下1031番22まで	旧	8.0から 11.0まで	59.0	終点 変更
		新	7.0から 11.0まで	81.0	



兵庫県告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年3月16日から供用を開始する。

その関係図面は、平成30年3月16日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成30年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 浜坂井土線	美方郡新温泉町栃谷字川久保94番1から 同 郡同 町栃谷字川久保79番1まで	旧	11.0から 15.0まで	196.0	
		新	11.0から 27.0まで	196.0	



兵庫県告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年3月16日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成30年3月16日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成30年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 宍粟下徳久線	佐用郡佐用町下徳久字段畠ヶ383番1から 同 郡同 町下徳久字重近707番3まで	旧	8.0から 36.0まで	253.0	終点 変更
		新	8.0から 18.0まで	179.0	



兵庫県告示第238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、平成30年3月16日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年3月16日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 大塩別所線	姫路市別所町佐土字西芝崎833番1から 同 市別所町佐土字西芝崎829番1まで	旧	12.0から 14.0まで	93.0	
		新	12.0から 14.0まで	93.0	

兵庫県告示第239号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び東播磨県民局加古川土木事務所に備え置いて、平成30年3月16日から2週間縦覧に供する。

平成30年 3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 河川の名称
二級河川瀬戸川水系瀬戸川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成30年 3月16日
- 3 廃川敷地等の位置
明石市魚住町西岡字梶ヶ元1669番 4
同 市魚住町西岡字横枕1936番19、1936番20
同 市魚住町住吉 4 丁目1164番10、1164番11
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
種類 土地
数量 71.63平方メートル

兵庫県告示第240号

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第1項の規定に基づく港湾管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年 3月16日

明石港港湾管理者 兵庫県
代表者 兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 行うべき措置の内容
地方港湾明石港に係る放置等の行為を禁止する区域（平成30年兵庫県告示第193号により指定した区域）内にある別表1から別表3までに掲げる船舶及び係留施設等工作物の撤去
- 2 港湾管理者の監督処分
1に掲げる措置を命ずべき者が、平成30年3月26日までに当該措置を行わないときは、港湾管理者又はその命じた者若しくは委託した者が、当該措置を行う。

別表1 小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第6条の規定に基づく船舶番号又は船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項の規定に基づく船舶検査済票の番号が判明している船舶

整理番号	船舶番号又は船舶検査済票の番号	船舶の種類（船名）
1	260-24980	汽船（白龍Ⅱ）
2	260-12776	汽船（住吉丸）

別表2 別表1以外の船舶

整理番号	所在場所	船名等種類	船舶の種類	外色	内色
3	明石市中崎二丁目108番1地先	なし	無動力船	白	白

別表3 係留施設等工作物

整理番号	所在場所	名称	内容

4	明石市中崎二丁目108番1地先	工作物	ロープ2本、タイヤ5本、フロート2個
5		工作物	ロープ2本、タイヤ3本
6		工作物	ロープ8本、タイヤ2本、フロート13個



兵庫県告示第241号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

平成30年 3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H29中播位置 0003号	30. 3. 2	揖保郡太子町東保字神田211番1の一部、211番1地先水路	6.00	29.34

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年 3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) マックスバリュ三田三輪店
 所在地 三田市三輪四丁目1-13ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 マックスバリュ西日本株式会社
 住所 広島市南区段原南一丁目3番52号
 代表者の氏名 加 栗 章 男
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 マックスバリュ西日本株式会社
 住所 広島市南区段原南一丁目3番52号
 代表者の氏名 加 栗 章 男
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 平成30年10月24日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 1,489平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 (i) 駐車場の収容台数
 50台

- (2) 駐輪場の収容台数
45台
- (3) 荷さばき施設の面積
40平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
17.2立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前7時
閉店時刻 翌午前0時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から翌午前0時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口2箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成30年2月23日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成30年3月16日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成30年7月17日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成30年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ニトリ加古川店
所在地 加古川市野口町坂元98-2ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により加古川市から聴取した意見の概要
 - (1) 店舗付近の道路は野口小学校及び中部中学校の通学路となっているため、児童及び生徒の通学の安全に十分配慮されたい。
 - (2) 少年補導委員、教職員、PTA等が行う店内外での補導活動に理解と協力を願う。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成30年3月16日から1月間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市片浜町208番、211番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
赤穂市六百目町8番地
株式会社セルビーハウジング 代表取締役 塩 津 耕 平
- 3 許可年月日及び許可番号
平成29年10月2日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-21号（29赤穂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市磯浜町50番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市網干区浜田213番地の2
有限会社大西殖産 代表取締役 大 西 賢 一
- 3 許可年月日及び許可番号
平成29年7月20日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-13号（29赤穂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
揖保郡太子町東保字高田77番・78番合併1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市辻井一丁目1番23号
株式会社赤鹿地所 代表取締役 赤 鹿 保 生
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年2月15日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-19-2号（29太子）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

- 赤穂郡上郡町西野山字岩ノ元289番48の一部、289番51の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
赤穂郡上郡町西野山字岩ノ元289番の48
社会福祉法人上郡福祉会 理事 布 埜 加 代
- 3 許可年月日及び許可番号
平成29年 1月31日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－29号（28上郡）

公 安 委 員 会 規 則

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年 3月16日

兵庫県公安委員会
委員長 三 宅 知 行

兵庫県公安委員会規則第1号

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県警察の組織に関する規則（昭和52年兵庫県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第24条中「生活安全企画課」を「生活安全企画課」「少年育成課」を「少年課」に改める。
「生活安全企画課」を「生活安全企画課」「少年育成課」を「少年課」に改める。
「生活安全企画課」を「生活安全企画課」に、「少年育成課」を「少年課」に改める。
「生活安全企画課」を「生活安全企画課」に、「少年育成課」を「少年課」に改める。

第25条第6号中「警察安全相談」の右に「(部内の他課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条第7号中「行方不明者」を「酩酊者」に、「等」を「その他応急の救護を要する者」に改め、同条第8号から第10号までの規定中「及び取締り」を削り、同条中第11号及び第12号を削り、第15号を第19号とし、第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同号の前に次の6号を加える。

- (11) 銃砲刀剣類の所持許可に関する事。
- (12) 火薬類の運搬証明に関する事。
- (13) 猟銃用火薬類等の譲渡等の許可に関する事。
- (14) 風俗営業関係団体の育成指導に関する事。
- (15) 風俗営業等の許可及び届出の受理に関する事。
- (16) インターネット異性紹介事業の届出の受理に関する事。

第25条の次に次の1条を加える。

(人身安全対策課)

第25条の2 人身安全対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の運用に関する事。
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の運用に関する事。
- (3) 行方不明者の発見活動に関する事。
- (4) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の運用に関する事。
- (5) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の運用に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、人身の安全を早急に確保する必要があると認められる事案への対処に関する事。

第27条第4号中「所持許可及び」及び「取締りについては、」を削り、同条第5号中「運搬証明及び」及び「取締りについては、」を削り、同条第6号中「譲渡等の許可及び」を削り、同条中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り上げ、同条に次の3号を加える。

- (11) 質屋営業、古物営業及び金属くず営業の取締りに関する事。
- (12) 警備業の取締りに関する事。
- (13) 探偵業の取締りに関する事。

第28条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「少年育成課」を「少年課」に改め、同条第1号中「(少年捜

査課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第7号を第10号とし、同号の前に次の2号を加える。

(8) 非行少年に係る事件の捜査及び調査に関すること。

(9) 非行集団の取締り及び解体に関すること。

第28条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の運用に関すること。

第28条の2を削る。

第28条の3第6号中「届出の受理及び」を削り、同条を第28条の2とする。

第28条の4中「子ども」を「子供」に改め、同条を第28条の3とする。

第34条中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

(10) 自転車運転者講習に関すること。

第35条第2号中「信号機、道路標識、道路標示等」を削り、「交通安全施設」の右に「等」を加える。

第37条第2項第1号中「及び再交付」を「、再交付、返納等」に改め、同項第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 運転経歴証明書の交付等に関すること。

附 則

この規則は、平成30年3月27日から施行する。